

## 「LASHIC tayori」利用規約

このサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、インフィック株式会社及びインフィックグループ（以下「当グループ等」といいます。）が提供する LASHIC サービス（以下「本サービス」といいます。）における利用条件をさだめるものです。

本サービスの利用に際しては、本規約の内容をご確認ください。なお、本規約の他、個別の本サービス毎に、個別の規約、ガイドライン、ポリシー等が定められる場合があります。これらの内容も、併せてご確認ください。

### 第1条. (目的)

この本規約は、当グループ等と本サービスを利用する個人（以下「利用者」といいます。）との間の基本的な事項を規定することを目的とします。

### 第2条. (適用)

1. 本規約は、各サービスの提供条件及び各サービスの利用に関する当グループ等と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者とは当グループ等との間の権利義務関係及び利用者が遵守すべき事項等を定めるものです。
2. 本サービスを利用している者は、本規約に同意したものとみなします。
3. 本規約の内容と、本規約外における各サービスの説明等が異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第3条. (本規約等の変更)

1. 当グループ等は、以下のいずれかの場合に、本規約をいつでも任意に変更することができます。
  - (1) 本規約等の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約等の変更が、本契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当グループ等、前項による本規約及び各サービス等の変更にあたり、変更する規定の内容及び変更の効力発生日を、利用者から届け出のあった通知先（電子メールアドレス又は所在地）に通知するか、又は、本サービスもしくはインターネット上の当グループ等 Web サイト上にアップロードすることで利用者に周知します。
3. 本規約等の当該変更内容の通知後、利用者が各サービスを利用した場合又は当グループ等の定める期間内に登録抹消の手続をとらなかった場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

### 第4条. (定義)

本規約において、以下の用語は以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「利用者」とは、本規約に同意の上、所定の方法により LASHIC ユーザー登録及び LASHIC アカウント登録をした個人をいいます。
- (2) 「当グループ等」とは、インフィック株式会社、株式会社まごころ介護サービス及びインフィック株式会社又は株式会社まごころ介護サービスと業務上の提携関係にある会社であって、本規約において指定される会社をいいます。なお、「当グループ等」として指定される会社は随時更新されます。（現在の「当グループ等」に所属する会社はこちら（注※1）です。）

- (3) 「サービス」とは、当グループ等が運営する「LASHIC」において提供する利用者向けの各種サービスをいいます。
- (4) 「取引」とは、利用者がサービスを利用して行う、お買い物、プレゼント応募等の各種行為、及びサービス提供者が提供する商品または役務をいいます。
- (5) 「サービス提供者」とは、LASHIC サービス内で、取引の対象となる商品または役務を提供する者をいいます。
- (6) 「本規約等」とは、本規約、LASHIC サービスご利用上のご注意、その他当グループ等が定める規約、ガイドライン等の総称をいいます。
- (7) 「利用者情報」とは、利用者が当グループ等に開示した利用者の属性に関する情報および利用者の取引に関する履歴等の情報（第 11 条により収集された情報を含みます）をいいます。
- (8) 「本サービス」とは、当グループ等が運営する LASHIC WEB サイト、スマートフォンアプリをいいます。
- (9) 「見守り対象者」とは、利用者が本サービスを利用して見守る高齢者等のことをいいます。
- (10) 「見守り者」とは、利用者がアプリに登録したユーザーをいいます。
- (11) 「契約日」とは、利用者が利用を申し込んだ日をいいます（申込書、届出書の提出、WEB サイトからの申込み等とします）。
- (12) 「サービス提供開始日」とは、機器類が出荷されアプリが利用可能になった日（当グループ等より、利用申請者に通知が届いた日）をいいます。

## 第5条. (サービス内容)

1. 本サービスでは、以下のサービスを提供します。

- (1) IoT 技術を活用した各種センサーを見守り対象者の居室等に設置し、スマートフォンアプリで対象者を見守ります。
- (2) センサーの種類と見守り可能なデータ
  - ・ LASHIC-room 室温、湿度、照度、運動量
- (3) スマートフォンアプリ
  - ・ iOS 用、Android 用
- (4) 本サービスでは利用者に加えて、見守り者を 2 名まで追加登録できます。見守り者は、追加ユーザー向けに機能が限定されたスマートフォンアプリの使用ができます。
- (5) 見守り対象者が緊急通知ボタンを押下すると、利用者で見守り者のスマートフォンアプリに緊急通知が届きます。
- (6) お困りごと駆けつけサービスでは、カギ・水まわり・ガラスのトラブルについて、年 2 回まで、1 回につき 60 分以内の作業を無料(訪問時間帯にかかわらず夜間料金も発生しない)で行います。管球交換は、年 1 回まで、1 回につき 60 分以内の作業を無料(訪問時間帯にかかわらず夜間料金も発生しない)で行います。各サービスは、利用者または見守り者がスマートフォンアプリから依頼することができ、その結果の報告を受けることができます。回数のカウントは、1 月 1 日を起算日とします。また、それ以外の作業は特殊作業として追加費用を別途見積となります。  
※退会前の依頼事項に残務があった場合には、退会後であっても当該残務が完了するまでサービス提供は継続されます。
- (7) 在宅確認サービスでは、見守り対象者の在宅状況確認を、利用者または見守り者がスマートフォンアプリから依頼し行うことができ、その結果の報告を受けることができます。年 2 回まで

無料(訪問時間帯にかかわらず夜間料金も発生しない)で訪問します。回数のカウントは、1月1日を起算日とします。

※退会前の依頼事項に残務があった場合には、退会後であっても当該残務が完了するまでサービス提供は継続されます。

2. 当グループ等は、本規約に基づき、お困りごと駆けつけサービス、及び在宅確認サービスをジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下「サービス提供者」といいます。）へ業務委託することで提供します。また、1項の6号及び7号の詳細については、別紙3に従うものとします。
3. 本サービスの利用料金には、各種センサーの機器類のレンタル料、通信端末のレンタルならびに回線提供が含まれます。また本サービスではオプションとして、各種センサー等の機器類の設置代行サービスを有料で提供します。提供される機能、サービス内容および料金等は、別紙1の料金表で定めるとおりとします。
4. 本サービスで使用する各種センサーの機器類（通信端末を含む）はレンタル品であるため、利用者は退会時に各種センサーの機器類（通信端末を含む）の返却をしなければなりません。返却時の送料は利用者負担とします。

#### 第6条. (本サービスの登録)

1. 本サービスの利用希望者は、本規約に同意した上で、当グループ等が別途定める手続き（申込書、届出書の提出、WEBサイトからの申込み等）に従って、利用契約の申込みをするものとし、この日を契約日とします。

利用申込時およびアプリ登録時には、以下の情報を取得するものとします。

申込時：利用者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス、及びお届け先の氏名・住所・

電話番号（クレジットカード情報の入力を求めるが、直接決済代行会社へ連携されるため、本サービスではクレジットカード情報の取得はしない）

アプリ登録時：見守り対象者の氏名・住所・電話番号、見守り者の氏名・住所・電話番号・メールアドレス

ご提供いただいたプライバシーに関わる情報は当グループ等が所有するものとします。その他の情報に関しては、本人の承諾があった場合を除き一切社外へ提供を行わないものとします。

サービス提供開始は、機器類が出荷された時点からアプリが利用可能となり、サービス提供が開始されます。機器類の出荷は、利用開始月の前月21日以降に行われます。利用料金は、基本的には契約日（申込書、届出書等を使用した代理店による募集の場合は、当該代理店が利用登録を行なった日）が20日以前の場合は翌月1日から、契約日（同上）が21日以降の場合は翌々月1日から発生します。利用者が希望した場合のみ、利用者が指定した月の1日からとなります。

2. 利用者登録手続は、利用者となるご本人の同意に基づいて行ってください。なお、過去に利用者資格が取り消された方や当グループ等が相応しくないと判断した方からの利用者申込についてはお断りする場合があります。
3. 利用者情報を入力する際には、利用者登録手続の入力上の注意をよく読み、所定の入力フォームに必要事項を正確に入力してください。
4. 当グループ等は、当グループ等の基準に従って、前項に基づき利用者申請を行った利用希望者（以下「利用申請者」）の登録の可否を判断の上、当グループ等が利用を認める場合には、当グループ等が利用を認める場合には各機器類をお届けする旨を通知いたします。

本項に定める登録の完了時に、サービス利用契約が利用者と当グループ等の間に成立します。そ

の後、利用者は各サービスを本規約に従い利用することができます。

5. 利用申請者が、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当グループ等は登録を拒否することがあります。またその理由について、当グループ等は一切の開示義務を負わないものと致します。
  - (1) 当グループ等に提供した登録事項の全部、又は一部につき虚偽および誤記、記載漏れがあった場合
  - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
  - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当グループ等が判断した場合
  - (4) 利用希望者が、過去当グループ等との契約に違反した者、もしくはその関係者であると当グループ等が判断した場合
  - (5) 第15条（特定利用者の利用停止・利用者資格取消）に定める措置を受けたことがある場合
  - (6) その他、当グループ等が登録を適当でないと判断した場合

#### 第7条.（利用者情報の変更）

登録した情報に変更が生じた場合は、速やかに変更登録をお願いいたします。変更登録がなされなかったことにより生じた損害について、当グループ等は一切責任を負いません。また、変更登録がなされた場合でも、変更登録前にすでに手続がなされた取引は、変更登録前の情報に基づいて行われます。このような取引について登録情報の変更内容をサービス提供者に通知する必要がある場合には、利用者よりサービス提供者に直接ご連絡下さい。

#### 第8条.（利用者の責任）

1. 利用者は、自らの意思によってのみ本サービスに登録し、利用者となるものとします。
2. 利用者は本サービスにて不備・齟齬がないように自らの情報を登録するものとします。登録情報の不備・齟齬により発生した事項については、当グループ等は一切責任を負いません。

#### 第9条.（設備等の準備、維持及びID・パスワードの管理）

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、必要となる通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随する全ての機器の準備および回線利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入等について、自己の費用と責任において行うものとします。
2. 当グループ等は、利用者が本サービスを利用するためのネットワーク通信を行うことができる動作環境にあることを何ら保証しません。
3. 当グループ等は、利用者が用いた通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器、電気通信回線、インターネット接続サービスなどの不具合等によって、利用者が本サービスを受けられなかったとしても、当グループ等は何らの責任も負いません。
4. 利用者は、当グループ等による本サービスの提供に支障をきたさないように、利用者の通信機器等を正常に作動するよう維持する責任を負うものとします。
5. 利用者が、当グループ等の設備または本サービスの不具合を発見したときは、当グループ等にその旨通知し、当該不具合の修理または復旧を求めるものとします。
6. 利用者IDおよびパスワードは、他人に知られることがないよう定期的に変更する等、利用者本

人が責任をもって管理してください。入力された利用者 ID およびパスワードが登録されたものと一致することを所定の方法により確認した場合、利用者による利用があったものとみなし、それらが盗用、不正使用その他の事情により利用者以外の者が利用している場合であっても、それにより生じた損害について当グループ等は一切責任を負いません。

#### 第10条. (利用料金の支払)

1. 利用者は、当グループ等が別途定めた初期費用および初月の月額費用を、第6条（本サービスの登録）1項で規定した申込み手続きにおいて合意した利用開始希望日までに、当グループ等が指定する方法（決済代行会社を通じたクレジットカード決済、または販売代理店による決済）により支払うものとします。また、利用者は利用契約の退会を希望する場合、退会を希望する月の20日までに、当グループ等が別途定めた方法により申し出を行うものとします。ただし、21日以降に申し出を行なった場合は、退会は希望した月の翌月末となります。退会の申し出がない場合、自動的に1ヶ月契約期間が更新されるものとします。
2. 本サービス利用契約の終了、本サービス提供の中止、本サービス提供の停止等、いかなる事由があったとしても、又、如何なる請求原因に基づく場合でも、受領した初期費用、月額費用及び従量課金等の利用料金は一切払戻し致しません。
3. 利用者は、利用料金を支払期日までに支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日まで、遅延利息を加えて利用料金を支払わなければなりません。遅延利息は、年14.6%の割合で発生するものとします。遅延利息の計算結果に1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てます。

#### 第11条. (本サービスにおける取引)

利用者が当グループ等のサーバを通して行うサービス提供者との取引は、利用者とサービス提供者間の直接取引となります。当グループ等は、当該取引についてサービス提供者となる場合を除き、取引の当事者とはならず、取引に関する責任を負いません。したがって、取引に際し万一トラブルが生じた際には、利用者とサービス提供者との間で解決していただくこととなります。

#### 第12条. (LASHIC 利用者)

1. 利用者は、当グループ等が定める条件に従って、サービスを利用することができます。ただし、別途当グループ等が定める事項の登録を必要とする場合があります。
2. 利用者は、利用者としての地位およびサービスの利用により当グループ等に対して取得した一切の権利を譲渡、担保差入その他形態を問わず処分することはできません。

#### 第13条. (著作権の取扱い)

1. 本サービスに表示される文章、画像、デザインまたは商標、ロゴマーク等（以下、「掲載情報」といいます）に関する著作権その他の諸権利は、当グループ等または当該権利の正当な権利者に帰属します。
2. 利用者は、掲載情報を無断使用、無断転載することはできません。
3. 利用者は、本アプリを第三者に賃貸または譲渡することはできません。また、第三者に対し、再使用許諾することもできません。
4. 利用者は、本サービスを利用して出力したファイルを解析し、他のアプリケーションに取り込む事はできません。また業者が同ファイルを解析し、他のアプリケーションに取り込む事もできま

せん。

#### 第14条. (禁止事項)

本サービスの利用に際して、利用者に対し次の各号の行為を行うことを禁止します。

- (1) 法令または本規約、LASHIC サービスご利用上のご注意、その他の本規約等に違反すること
- (2) 当グループ等、サービス提供者およびその他の第三者の権利、利益、名誉等を損ねること
- (3) 公序良俗に反する行為を行うこと
- (4) 他の利用者その他の第三者に迷惑となる行為や不快感を抱かせる行為を行うこと
- (5) 虚偽の情報を入力すること
- (6) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込むこと
- (7) 当グループ等のサーバその他のコンピュータに不正にアクセスすること
- (8) メールアドレスおよびパスワードを第三者に貸与・譲渡すること、または第三者と共用すること

#### 第15条. (特定利用者の利用停止・利用者資格取消)

1. 当グループ等は、特定の利用者が次の各号に該当すると判断した場合には、事前に通知することなく当該利用者によるサービスの利用停止、当該利用者のメールアドレスおよびパスワードの変更、または当該利用者の利用者資格の取消しを行うことができるものとします。

- (1) 利用者に法令や本規約等に違反する行為があった場合
- (2) 利用者にサービス利用に関して不正行為があった場合
- (3) 一定回数以上のパスワードの入力ミスがあるなど利用者のセキュリティを確保するために必要な場合
- (4) その他当グループ等が適当と判断した場合

2. 前項のほか、利用者が当グループ等の定める一定の期間内に一定回数のログインを行わなかった場合は、当グループ等は、事前に通知することなく当該利用者のメールアドレスおよびパスワードの変更または利用者資格の取消しを行うことができるものとします。

3. 前2項各号のいずれかの事由に該当した場合、利用者は、当グループ等に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当グループ等に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

4. 当グループ等は、本条に基づき当グループ等が行った行為により利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第16条. (損害賠償責任)

1. 利用者が本規約の各事項に違反し、当グループ等及びその関係者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償しなければなりません。

2. レンタルとして貸し出した各種センサーの機器類が返却できない場合は、違約金をお支払いいただきます。違約金額は、別紙2の違約金で定めるとおりとします。

#### 第17条. (当グループ等の免責)

サービス提供者、サービス提供者との取引内容・取扱商品・サービス・ページ上の記載内容・各種コンテンツの内容、サービス提供者における個人情報の取扱いなどにつきましては、当該サービス提供者に直接お問合せください。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法

性、第三者の権利を侵害していないことなどについて、当グループ等は一切保証いたしません。通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失、データへの不正アクセスにより生じた損害、その他当グループ等のサービスに関して利用者に生じた損害について、当グループ等は一切責任を負わないものとします。

当グループ等は、当グループ等のウェブページ・サーバ・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピューター・ウイルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。

当グループ等は、利用者およびサービス提供者に対し、適宜情報提供やアドバイスを行うことがありますが、それにより責任を負うものではありません。

利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当グループ等は一切責任を負いません。

また何らかの理由により当グループ等が責任を負う場合であっても、当グループ等は、利用者損害につき、過去 12 ヶ月間に利用者が当グループ等に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

#### 第18条. (サービスの中断・停止等)

1. 当グループ等は、サービスを常に良好な状態でご利用いただくために以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知することなく、サービスの全部または一部の提供を中断または停止する等の必要な措置を取ることができるものとします。

- (1) システムの定期保守や緊急保守を行う場合
- (2) システムに負荷が集中した場合
- (3) サービスの運営に支障が生じると当グループ等が判断した場合
- (4) 利用者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
- (5) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
- (6) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (7) その他、当グループ等が停止又は中断を必要と判断した場合

2. 当グループ等は、本条に基づき当グループ等が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

#### 第19条. (サービスの変更・廃止)

当グループ等は、その判断によりサービスの全部または一部を適宜変更・廃止できるものとします。当グループ等が本サービスの提供を終了する場合、当グループ等は利用者に事前に通知するものとします。当グループ等が行った措置に基づき利用者に生じた損害について、当グループ等は一切の責任を負いません。

#### 第20条. (利用者の退会)

利用者が退会を希望する場合には、利用者本人が利用者情報の削除を行ってください。所定の退会手続の終了後に、退会となります。

#### 第21条. (機密保持)

利用者は、本サービスに関連して当グループ等が利用者に対して秘密に取り扱うことを求めて開

示した非公知の情報について、当グループ等の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

#### 第22条. (利用者情報の取扱い)

当グループ等は、当グループ等の個人情報保護方針 (<https://tayori.lashic.jp/privacypolicy>) に従い、個人情報を取り扱います。

#### 第23条. (クッキー等について)

当グループ等は、利用者としてグループサイトにアクセスしたことを認証するため、利用者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適のサービスを提供するために、利用者が当グループ等のサーバにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯電話端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー (cookie) の技術を使用して利用者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。

利用者が利用者としてサービスを利用するためには、前項を承諾し、クッキーを受け付けることが条件となります。したがって、ブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、利用者としての各サービスの利用ができませんのであらかじめご了承ください。

#### 第24条. (反社会的勢力の排除)

1. 利用者は、次の者に該当しないこと、および今後もこれに該当しないことを保証し、利用者がこれに該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、当グループ等は別段の催告を要せず、直ちに本サービスの利用を停止させることができるものとします。

暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者 (以下これらを「反社会的勢力」といいます) であること。

2. 利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、当グループ等は、別段の催告を要せず、直ちに本サービスの利用を停止させることができるものとします。

- (1) 当グループ等に対して脅迫的な言動をすること、もしくは暴力を用いること、または当グループ等の名誉・信用を毀損する行為を行うこと
- (2) 偽計または威力を用いて当グループ等の業務を妨害すること
- (3) 当グループ等に対して法的な責任を超えた不当な要求をすること
- (4) 反社会的勢力である第三者をして前三号の行為を行わせること

#### 第25条. (有効期間)

利用契約は、利用者について第6条(本サービスの登録)に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該利用者の登録が取り消された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当グループ等と利用者との間で有効に存続するものとします。

#### 第26条. (退会)

1. 利用者は、当グループ等所定の方法により、退会希望月の20日までに、当グループ等に通知することにより、退会希望月の末日限りで、利用契約を退会することができます。
2. 前項の退会がなされた場合、当グループ等は、退会后速やかに本サービスの提供を停止します。また、当グループ等は、当グループ等の判断により、本サービスにおける、利用者及び利用者の

顧客に関する情報を消去することができるものとします。

3. 退会により利用契約が終了した場合、利用者は、利用契約終了の日までに発生する当グループ等に対する債務の全額を、当グループ等の指示に従い、一括して支払うものとします。
4. 契約日から8日以内に、当グループ等所定の方法により退会を申し出た場合で、すでに利用料を受領していた場合は、受領した利用料金を返金します。

#### 第27条. (準拠法、合意管轄)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、本規約に関し訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

<注>

※1 「当グループ等」は、次の各社をいいます。[2024年3月1日現在]

インフィック株式会社

株式会社まごころ介護サービス

LASHIC 少額短期保険株式会社

株式会社 Carecon

社会福祉法人まごころ

【料金表】※別紙 1

「LASHIC tayori」 サービス利用料

□ 「お困りごと駆けつけサービス」 及び 「在宅確認駆けつけサービス」 について

1. 「お困りごと駆けつけサービス」 及び 「在宅確認駆けつけサービス」 のサービス提供者はジャパンベストレスキューシステム株式会社（略称；JBR）です。
2. 当該サービスの実際の作業等は、サービス提供者およびその業務委託先により行います。サービス提供者のサービス提供に関して発生したトラブル等については、当グループ等では一切責任を負いませんので、サービス提供者およびその業務委託先にお問い合わせください。

【「LASHIC tayori」 の基本料金】

基本サービス	初期費用（税込）	月額利用料（税込）
LASHIC-room 通信端末 お困りごと駆けつけサービス 在宅確認駆けつけサービス	29,800 円	2,990 円

※上記の月額利用料には、各機器類のレンタル料・通信費が含まれます。

【JBR 「お困りごと駆けつけサービス」 提供について（無料）】

サービス内容	ご提供料金
カギのトラブル解決	作業費・出張費無料。
水まわりのトラブル解決	※サービスの提供は年 2 回まで、1 回につき 60 分以内の作業が無料となります。
ガラスのトラブル解決	※サービス利用回数の起算日は、毎年 1 月 1 日とします。 ※3 回目以降は、有償提供となります。（事前に利用者が登録したクレジットカードによる決済） 日中(8 時-19 時 59 分)8,800 円(税込) 夜間(20 時-7 時 59 分)12,100 円(税込)

サービス内容	ご提供料金
管球の交換	作業費・出張費無料。 ※サービスの提供は年 1 回まで、1 回につき 60 分以内の作業が無料となります。 ※サービス利用回数の起算日は、毎年 1 月 1 日とします。 ※2 回目以降は、有償提供となります。（事前に利用者が登録したクレジットカードによる決済） 日中(8 時-19 時 59 分)8,800 円(税込) 夜間(20 時-7 時 59 分)12,100 円(税込)

※無料範囲内のご利用時は、訪問時間帯にかかわらず夜間料金は発生しません。

※作業内容によっては、部品代、特殊作業などの別料金が発生する可能性があります。

※特殊作業として追加費用が発生する場合は、別途見積もりを行います。

※部品代、特殊作業などの別料金は実際の作業後にお支払いが必要になります。

※ガラス交換や鍵交換等の場合は、必ず部品代が別途かかります。

※作業以外に別途部品代等が発生した場合は、サービス提供者が定める料金表による請求を当グループ等より翌月の利用料金に含めて、利用者へお支払いを求めます。(管球交換の場合で買い物代行サービスをご利用の場合は、現地での現金精算となります)

**【JBR「在宅確認駆けつけサービス」提供について（無料）】**

サービスの内容	ご提供料金
見守り対象者の在宅確認	作業費・出張費無料。 サービスの提供は年2回までとします。 ※サービス利用回数の起算日は、毎年1月1日とします。 ※3回目以降は、有償提供となります。(事前に利用者が登録したクレジットカードによる決済) 日中(8時-19時59分)8,800円(税込) 夜間(20時-7時59分)12,100円(税込)

※無料範囲内のご利用時は、訪問時間帯にかかわらず夜間料金は発生しません。

【違約金】※別紙2

「LASHIC tayori」違約金

基本セットに含まれる全ての機器が返却できない場合：29,800 円（非課税）

基本セットに含まれる一部の機器が返却できない場合：

機器名	違約金額（非課税）
gateway	13,800 円
room	9,800 円
通信端末	15,000 円
AC アダプタ（1 個あたり）	1,500 円

事前に利用者が登録したクレジットカードによる決済

## 別紙 3

### 【お困りごと駆けつけサービス及び在宅確認駆けつけサービス】

#### (内容)

1. 利用者は、サービス対象物件について、本規約等に定める日常生活上における設備不具合等(以下「設備不具合等」といいます。)が生じた場合、本サービス指定のスマートフォンアプリを利用して、24時間365日、設備不具合等の解決を図るための情報提供又はサービス提供者が別途定める実施要領(以下「実施要領」といいます。)に記載の現場駆けつけ対応を受けることができます。ただし、サービス提供者が利用者から本サービスに関する連絡を受けた後に利用者と連絡が取れない状態が24時間以上経過した場合には、サービス提供者は本サービスへの対応を同社の判断により任意に終了することができます。なお、現場駆けつけ対応は設備不具合等の完全な解決及び現場への特定の出勤時刻を保証するものではなく、地域、時間帯、天候、交通事情、作業内容等の諸般の事情により、即日対応できない場合や作業員が現地到着するまでに時間を要する場合があることにつき、利用者はあらかじめ同意するものとします。
  - (1) 玄関カギの紛失・故障等の不具合(ただし、開錠対応の際には別途特殊作業費用がかかります。なお、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)
  - (2) 給排水設備の不具合
  - (3) 当窓ガラスの破損(18時以降は養生作業のみとなる可能性があります。)
  - (4) 安否確認のサポート
  - (5) 管球交換
2. 前項の本サービス対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。
3. 本条第1項の現場駆けつけ対応の対象となるのは、実施要領に定める基本作業で、かつ、一度の訪問及び作業で完結する一次対応に限るものとします。実施要領に定める基本作業に該当しないもの又は再度の訪問及び作業については、サービス提供者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの対象外とします。また、現場駆けつけ対応は、設備不具合等の完全な解決を保証するものではなく、設備不具合等の内容や現場駆けつけ対応時の状況により、現地調査や応急処置を行うのみの対応、又は現場確認後に管理会社へ報告を行うのみの対応にとどまることあることにつき利用者はあらかじめ同意するものとします。
4. 現場駆けつけ対応では設備不具合等が解決できないと考えられる場合、又は二次被害が発生することが、サービス提供者の判断により現場駆けつけ対応を行わないことがある旨に利用者はあらかじめ同意するものとします。
5. 利用者は、作業員が、現場において設備不具合等の箇所、その旨が疑われる箇所及び作業内容等の写真を撮ることをあらかじめ同意するものとします。
6. サービス提供者は、現場駆けつけ対応において、原則として、作業員が現場に到着した時点を開始点として1回当たり最大60分間までの実施要領に定める基本作業を行うものとします。ただし、設備不具合等が解決したとサービス提供者が判断した場合又は現場駆けつけ対応では設備不具合等の解決が不可能であるとサービス提供者が判断した場合等、作業員がこれ以上現場に滞在する合理的な理由が無いとサービス提供者が判断した場合は、サービス提供者はその時点で現場駆けつけ対応を終了することができるものとします。

#### (追加料金)

1. 利用者は、次の各号の場合、月額利用料とは別に追加の料金(以下、「追加料金」といいます。)

を負担することがあります。なお、追加料金が発生する場合は、サービス提供者又はサービス提供者の業務提携先より、費用の発生及び負担について、利用者に対してあらかじめ説明と確認をいたします。

- (1) 1回当たりの作業が 60 分を超過した場合
  - (2) 現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合
  - (3) 利用者の都合により、現場駆けつけ対応がキャンセルされた場合
  - (4) サービス提供者又はサービス提供者の業務提携先が、利用者の責めに帰すべき事由により前各号以外の実費等を負担した場合
2. サービス提供者及びサービス提供者の業務提携先は、前項の追加料金の請求業務を第三者に委託することがあり、利用者はこれをあらかじめ承諾するものとします。

#### (除外事項)

1. 次の各号に掲げる場合は、本サービスの対象外とします。
  - (1) 建物共有部分に関する要請の場合（所謂シェアハウスの場合における共同使用部分を含む。）
  - (2) 建具に関する設備不具合等の場合
  - (3) 見守り対象者が所有する家電製品等に関する設備不具合等の場合
  - (4) 入居日から 1 カ月以内の故障・破損に関する設備不具合等の場合
  - (5) 入居当初に発見することができなかった故障・破損に関する設備不具合等の場合
  - (6) 原状回復及び建物の施工不良（リフォーム）等に起因する設備不具合等の場合
  - (7) 利用者ならびに見守り者以外からの要請の場合
  - (8) 実施要領に記載するもの以外の対応の場合
  - (9) 利用者ご自身で修繕業者を手配するなどサービス提供者が提供するサービス以外を利用された場合
  - (10) 地震、台風、豪雨、落雷、津波、竜巻、寒波、大雪等の天災や火災における設備不具合等の場合
  - (11) 暴動、テロ、革命、戦争等の非常事態における設備不具合等の場合
  - (12) 離島・山岳地域における設備不具合等の場合
  - (13) その他サービス提供者又は業務提携先が不適切と判断した場合
2. 次の各号に掲げる作業は、本サービスの対象外とします。
  - (1) 破壊による開錠作業

#### (管球交換の免責事項)

1. 管球交換は、交換可能な白熱電球・蛍光灯・グロー球・LED 電球のみを対象とします。
2. 利用者で管球のご用意がない場合は、ご要望によりサービス提供者作業員での買物代行が可能です。  
買物代行は、往復 60 分以内（買い物時間含む）で行ける範囲となります。
3. 買物代行を行う場合、買物代行業と購入商品の概算見積を事前に提示致します。  
お見積を確認頂き、キャンセルを頂くことは可能です。その場合はお支払いは発生いたしません。
4. 買い物代行終了後に立替金のお支払いを現金でお支払いをいただきます。後日の清算（請求書払いなど）は承りかねます。精算時に購入商品のレシートをお渡しいたします。
5. 買物代行は当日のみの対応とさせていただきます。後日に部品を用意しての再訪問は行いません。

6. 買物代行費における所要時間とは、利用者のお宅を出てから、戻るまでの時間となります。
7. 購入品の希望が事前がない場合は、同等品の購入が原則となります。ただし、白熱電球・蛍光灯は生産終了しつつあるため、サービス提供者作業員の判断にてLED電球での対応となる場合もございます。この場合、当該商品の選択について利用者は異議を述べないものとします。
8. ご希望の商品がなく事前に合意を頂いた費用範囲を越えない限り、作業員の判断で商品を購入します。この場合、当該商品の選択について利用者は異議を述べないものとします。
9. 事前に合意を頂いた費用範囲を越えない限り、代行中の連絡は行いません。合意を頂いた費用範囲を越える、商品が用意できないなどの場合はご相談の連絡を行います。
10. サービス提供者作業員に瑕疵がない限り、買出代行へ出動後のキャンセル（商品がない場合も含む）については、買物代行費の支払いを拒否できないものとします。
11. 購入した商品の品質、瑕疵、製造物責任法で定義される欠陥等に関して、一切の責任を負わないものとします。
12. サービス提供者作業員に瑕疵がない限り、症状が改善しない場合でも、買物代行費および商品代の支払いを拒否できないものとします。
13. 対応可能な範囲は、照明器具の高さが3mまでのものに限りです。屋外・階段・吹き抜けは対象外とします。また、作業スペースが確保できない場合も、対応をお断りすることがございます。
14. 何らかの理由でサービス提供者作業員が本業務を遂行することができなくなった場合、弊社は代理の作業員を手配いたします。対応中の作業員でのお支払いは発生いたしません。代理の作業員での再度のお見積りの提示および合意が必要となります。

## 別紙 4

### 【3ヶ月お試しパック】

#### (適用範囲)

1. 3ヶ月お試しパック（以降、本商品）の利用者は、本規約に加え別紙4（以下、本別紙）の条項を適用するものとします
2. 本別紙に定めがある項目については、本規約よりも優先して本別紙の条項が適用されるものとします
3. 本別紙に定めのない項目については、本規約の条項を適用するものとします

#### (サービス内容)

1. 本商品の契約者は、LASHIC tayori が提供する全てのサービスの利用が可能です
2. 本商品は、3ヶ月のお試し期間中は初期費用の負担がない商品です
3. 本商品の利用料金は8,970円（税込）です
4. 本商品のお試し期間3ヶ月目の20日までに、利用者から退会の申し出がない場合、4カ月目以降は「LASHIC tayori 基本セット（※）」へ契約商品が移行します
5. 契約者は、契約商品の移行後に、別紙1に定める初期費用と月額利用料を本規約に定める方法により支払うものとします
6. お試し期間3ヶ月目の20日までに、利用者から退会の申し出があった場合は、本商品の契約期間満了に伴いサービスは終了します
7. お試し期間中に解約された場合、料金の払い戻しはできかねます
8. 退会後の取り扱いは、本規約に定める退会と同様となります

※「LASHIC tayori 基本セット」には、初期費用と利用料金（各種センサーの機器類のレンタル料、通信端末のレンタルならびに回線提供が含まれます）、お困りごと駆けつけサービス、在宅確認サービスが含まれます。

#### (「お困りごと駆けつけサービス」及び「在宅確認駆けつけサービス」について)

1. 本商品の契約後、4ヶ月目に自動的に「LASHIC tayori 基本セット」へ契約商品が移行した際には、本規約に定めるサービス利用回数のカウントを引き継ぐものとし、3か月お試し期間に利用した本規約に定めるサービス利用回数も年のカウントに含まれます。

#### (本サービスの提供開始)

本サービスは、機器類が出荷された時点からアプリが利用可能となり、サービスが提供開始されます。機器類の出荷は、利用開始月の前月21日以降に行われます。利用料金は、基本的には契約日（申込書、届出書等を使用した代理店による募集の場合は、当該代理店が利用登録を行なった日）が20日以前の場合は翌月1日から、契約日（同上）が21日以降の場合は翌々月1日から発生します。利用者が希望した場合のみ、利用者が指定した月の1日からとなります。

以上